



第6章
環境
～環境王国いわて～

温室効果ガス総排出量は基準年(平成2年)と比べて24.0%の減少

■ 温室効果ガス総排出量は震災の影響により減少

本県の平成23年(2011年)の温室効果ガス総排出量は1,067万3千トンと、京都議定書の規定による基準年(平成2年(1990年))と比べて24.0%減少しました。そのうち、二酸化炭素総排出量は957万6千トン(基準年比25.6%減)となっています(図1)。

平成23年の二酸化炭素総排出量を部門別にみると、産業部門の割合が28.1%と最も高く、以下、運輸部門(27.4%)、民生家庭部門(22.5%)、民生業務部門(13.9%)の順となっています。また、平成2年と比べると、産業部門は基準年比44.0%減の269万3千トン、運輸部門は1.2%減の262万2千トン、民生家庭部門は12.4%増の215万8千トン、民生業務部門は10.4%増の132万7千トンとなっています(図2、3)。

平成23年の温室効果ガス総排出量は、前年と比べて全体で15.6%減少しました。これは、東日本大震災津波の影響により、産業部門及び工業プロセス部門からの排出量が大幅に減少したことによるものです。

■ 低公害車の普及率は東北で5位

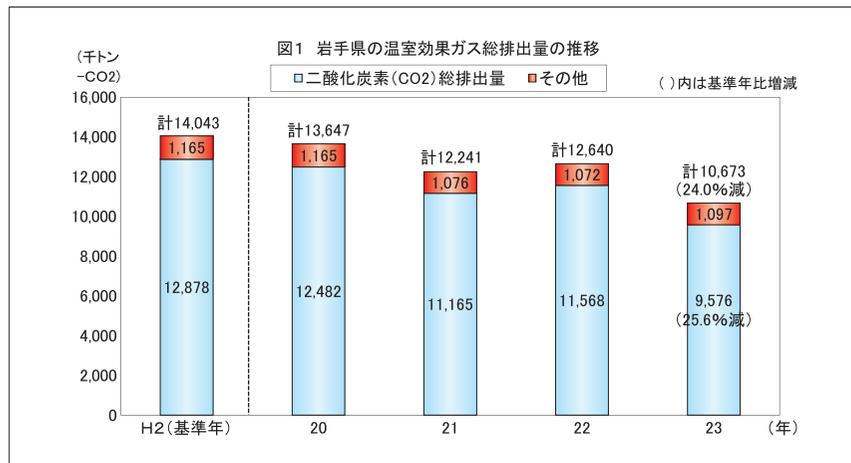
本県の低公害車(注)の普及率をみると、平成26年(2014年)3月末で19.5%と、前年の8.3%に比べて11.2ポイント上昇しましたが、依然として全国平均の25.7%、東北平均の22.2%をともに下回っており、東北6県の中で5番目となっています(図4)。

(注)低公害車：燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリット自動車など

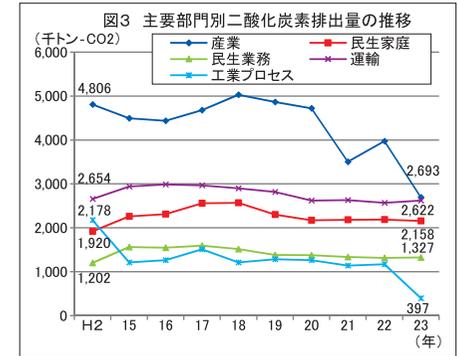
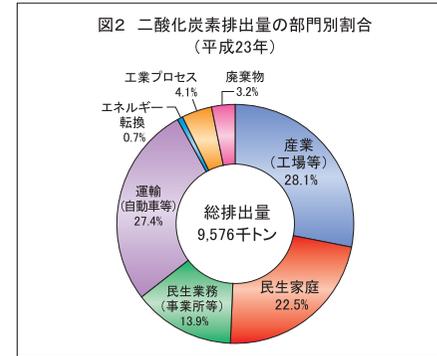
■ 導入が進む太陽光発電

本県では再生可能エネルギー(水力、地熱、風力、太陽光など)の導入が進んでおり、平成24年度(2012年度)末現在で510メガワットと、前年度と比べ3.9%増加しています。なお、増加要因としては太陽光発電(63メガワット)が、前年度と比べて大幅に増加したためです(図5)。

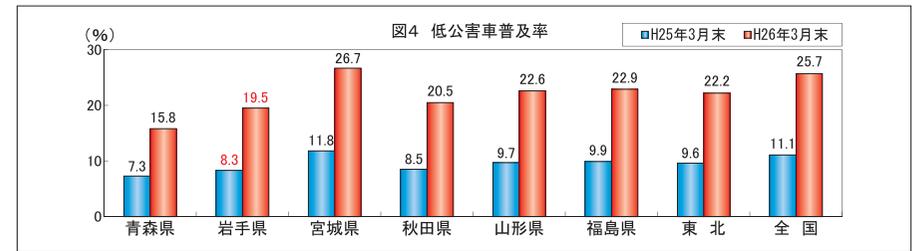
また、風力発電の発電量は、平成26年(2014年)3月末現在、総設備容量ベースで67,099kWであり、全国でも16位と高い水準にあります(図6)。



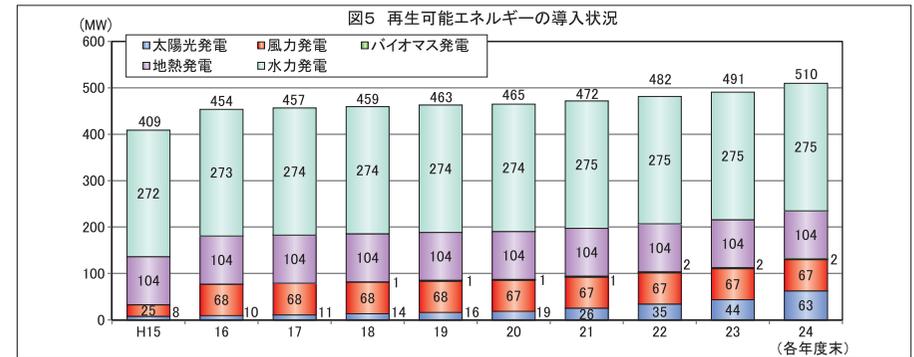
資料：県環境生活部「岩手県における2010(平成22)年の二酸化炭素排出量について」、「岩手県における2011(平成23)年度の温室効果ガス排出量について」



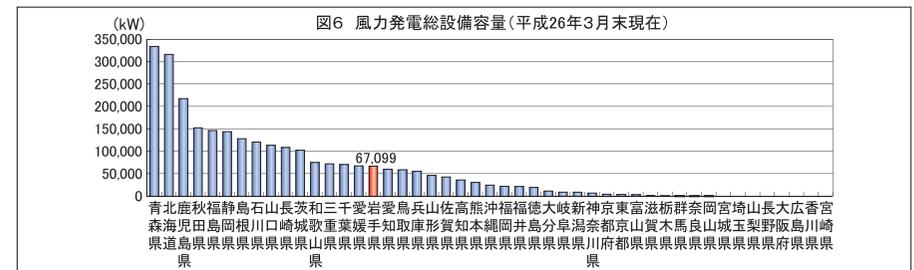
資料：県環境生活部「岩手県における2011(平成23)年度の温室効果ガス排出量について」、「環境報告書」



資料：東北運輸局「東北における低公害車の普及状況」



資料：県環境生活部「環境報告書」



資料：(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構

良好な水環境

■ 県民の約3分の1は自然を大切にする生活に満足

平成26年（2014年）県の施策に関する県民意識調査によると、「大気や水がきれいに保たれ、自然や野生動植物を大切にしながら生活していること」について、満足（「満足」＋「やや満足」）と回答している県民の割合は、36.7%となっており、不満（「不満」＋「やや不満」）の19.4%を上回っています（図1）。

■ 森林資源量が豊かな県土

本県は、県土の大部分を森林が占めており、豊かな自然環境に恵まれています。平成24年（2012年）3月31日現在の森林率（総面積に占める森林面積の割合）は76.7%で、全国平均の67.3%を9.4ポイント上回り、東北6県では1位、全国でも8位となっています（図2）。

なお、本県の森林面積は1,172.5千haで、北海道に次ぎ全国2位となっています（図3）。

■ 本県の公共用水域の環境基準達成率は高水準

本県には、北上川、馬淵川の2つの大きな水系をはじめとして、全体で312の法定河川があり、総指定延長は3,120kmとなっています。

平成25年度（2013年度）の本県の公共用水域（河川、湖沼、海域）における水質汚濁の代表的な指標であるBOD（注1）及びCOD（注2）の環境基準の達成率は98.2%となりました。

本県の公共用水域のBOD及びCODの環境基準の達成率は、平成19年度（2007年度）以降90%台で推移しており、全国平均に比べると、より良好な水環境が保たれています（図4）。

（注1）BOD：生物学的酸素要求量

（注2）COD：化学的酸素要求量

■ 公害苦情件数は全国平均を下回る

各都道府県及び市区町村には、公害苦情を解決するために「公害苦情相談窓口」が設けられています。

本県の平成25年度（2013年度）の公害苦情件数（人口10万人当たり）は39.2件と、前年度から0.8件減少してます。また、本県の公害苦情件数は平成16年度（2004年度）以降全国平均を一貫して下回っており、平成25年度は21.3件少なくなっています（図5）。

（注）公害：環境基本法第2条第3項に定める「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」

